

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料について納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について納付していたと申述しているところ、保険料の納付方法など、その記憶は具体的かつ鮮明である上、納付したとする金額は申立期間当時の保険料額と一致する。

また、申立人は、国民年金の第3号被保険者と第1号被保険者の期間の種別変更手続を適切に行っている上、申立期間中の平成8年2月に、過去の未納期間の保険料を過年度納付しているなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立期間は2か月と短期間である上、申立人が保険料を納付したと申述する平成8年6月及び同年7月の時点では、保険料を過年度納付することが可能であり、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から40年3月まで

私は、昭和39年5月から国民年金保険料をきちんと納付していた。国民年金手帳の資格取得年月も同年5月となっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和41年8月に払い出されており、A県においては、申立期間当時、国民年金保険料の過年度納付における時効の取扱いについて、納付日から2年間遡った日が属する年度であれば、年度当初の4月の分から納付を認めるなどの柔軟な対応をしていた事実も見受けられることから、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことがうかがえる上、申立期間直後の40年4月から41年3月までの保険料については、過年度納付したものと考えられることから、申立期間の保険料についても過年度納付したものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの期間、49 年 7 月から同年 12 月までの期間、51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間及び同年 10 月から平成元年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 49 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで
④ 昭和 52 年 10 月から平成元年 7 月まで

申立期間①から④までの国民年金保険料は、納付書で金融機関に納付していたはずである。申立期間①から④までについて、保険料が未納及び免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和 48 年 2 月に A 市で申立人の元の夫と連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間①について、申立人自身が元の夫の保険料と併せて金融機関に納付書で納付したと申述しているが、その元の夫の保険料は、申立人と離婚（昭和 49 年*月）後の 54 年 2 月及び同年 3 月の 2 回に分けて第 3 回特例納付で遡って納付していることが確認できる上、A 市において納付書による保険料納付が開始されたのは 47 年 7 月からであり、当該期間の大半については、納付書による納付方法はまだ実施されていなかったことから、申立人の申述と整合しない。

さらに、申立期間①から④までの期間は約 25 年間で、申立人が当時居住していた市区において、これだけの期間の事務処理誤りがあったとは考え難く、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶も曖昧である。

加えて、申立期間④のうち、昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの期間について、申立人は免除申請をした記憶は無いと申述しているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、当該期間について申請免除期間であることが記載されている上、行政機関において毎年度、免除申請者の所得状況の審査を行い免除の可否を判断していることから、適正に保険料の免除が承認されていたと推認される。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年11月まで

私は、平成4年4月末に来日し、国民年金や国民健康保険の加入手続などを行った。来日したばかりだったので全て言われたとおりに手続を行った。その後、保険料を請求されなかったため、申立期間の保険料については免除となっているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月末に来日して、国民年金の加入手続及び申請免除手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金被保険者資格については、オンライン記録により、7年3月に取得した厚生年金保険の手帳記号番号を基礎年金番号として、9年1月の基礎年金番号導入後に、4年5月に遡って取得していることが確認できることから、この時点においては、申立期間の保険料を遡って申請免除することができなかったと判断される。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年10月から52年10月まで

私は、昭和50年10月頃に国民年金の加入手続を行い、婦人会の集金人が自宅に来て国民年金保険料を集金していた。当時の細かい書類等はないが、保険料を納付していたことを記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月頃に、自身で国民年金の加入手続を行い、婦人会の集金人が国民年金保険料を集金していたと申述しているが、申立期間の保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、53年1月にA市において夫婦連番で払い出されており、申立人が所持する年金手帳及び同市の国民年金被保険者名簿のいずれの記録においても、52年11月21日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから、国民年金任意未加入期間に当たり、納付書も発行されず、制度上、遡って保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成元年 12 月まで
20 歳以上の学生については、国民年金は任意加入であったが、母が私の国民年金の加入手続を行い、市役所で保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、国民年金の加入手続を行い、市役所で保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、平成 4 年 5 月に払い出されていることが確認でき、オンライン記録において、同年 2 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間については、申立人は学生であるため、国民年金の任意未加入期間となり、制度上、遡って被保険者資格を取得し、保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録によると、平成元年 4 月から同年 12 月までの期間については未加入期間とされていることから、当時、納付書は発行されず、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと判断される。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとするその母親も、申立期間の保険料の納付方法等の記憶が曖昧である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年11月から60年11月まで
申立期間の国民年金保険料については、集金人が集金していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人が集金していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、昭和56年11月26日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失した記載があり、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録のいずれの記録においても、国民年金被保険者資格の喪失日が一致しており、申立期間は国民年金には未加入であったことが確認できることから、通常、申立期間に係る納付書は発行されず、保険料を納付する機会も無かったものと判断される。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、申述のあった申立期間当時の区長は既に他界しており、当時の保険料の納付状況等を聴取できない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から同年 12 月 16 日まで
申立期間についても変わらずに 59 万円の給与を受けていたが、平成 11 年 2 月 1 日から標準報酬月額が 44 万円に引き下げられた記録となっている。申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における給与は入社してから退職するまで 59 万円ぐらいであったが、申立期間における標準報酬月額に係る記録が 44 万円に引き下げられていると申し立てしているところ、同社は既に閉鎖している上、元事業主は「当時の資料等は事業所閉鎖時に破棄しているので、申立人の給与月額等に係る事実を確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間において当該事業所で標準報酬月額が減額となっているのは申立人のみであるが、申立人の標準報酬月額の記録について訂正等が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。